

第7回専門委員会での主なご意見

論点1：子どもが利用する第1種施設(学校等)の屋外喫煙所の設置について

- ・ 敷地内全面禁煙にした場合、周囲での喫煙により不適切なことが起こるという点について、実態を確認するための調査をする必要があるのではないか。
- ・ 高校や大学も調査をするべきではないか。子どもが利用する施設には塾や、公園、スポーツ施設など大人と共存する施設も含まれるので、そういったところも考慮すべきではないか。

論点2：既存特定飲食提供施設の特例措置について

- ・ 必要に応じて、東京都のように従業員を雇っている場合、原則禁煙にするなどの踏み込んだ対応が望ましいのではないかと。

論点3：指定たばこ(加熱式たばこ)の取り扱いについて

(方向性について)

- ・ 加熱式たばこの使用者(能動喫煙者)の疾患リスクが上がることを示されており、周囲の有害物質への曝露が明らかであれば、周囲(受動喫煙者)にも健康影響があると考えるのが自然であり、政策判断として予防原則を採用することもできるのではないかと。

(今後の研究等について)

- ・ 加熱式たばこ専用喫煙室について、設計上作ったとしても運用が適切になされているか確認していくことも今後の課題ではないかと。
- ・ 加熱式たばこの研究について、3年後、そしてその先も含めたロードマップを示してはどうか。

(国民への啓発)

- ・ 国民のリテラシーを高めることが重要であり、丁寧に事実を説明し、加熱式たばこの危険性を認識してもらう必要があるのではないかと。
- ・ 加熱式たばこは製品によりバリエーションがある。製品ごとの主流煙・副流煙の成分量について、知見やデータを国民に知らせる必要がある。また、メーカーに製品ごとに含有成分量の表示を求めることも国民への情報提供の観点から重要ではないかと。

論点4：喫煙目的施設の要件等について

- ・ シーシャバーが、喫煙目的施設になりうることを何らかの形で明記することで、施設経営者や国民へ理解を促してはどうか。

その他

- ・ シンプルな標識掲示による国民への普及啓発は非常に重要であり、親が子どもを連れて行ってはいけないことを知らず、自身も吸わないが子どもを連れて喫煙できる飲食店に行ってしまうことがないように、ルールを周知することで行動変容を促す必要があるのではないかと。